第3 ごみの収集処理

1 家庭系ごみ

平成17年4月現在、市内の全世帯数1,495,207世帯を対象に実施しています。

これらの世帯から排出されるごみについて、市内の18か所の収集事務所(西区と中区については民間業者に委託)がそれぞれの所管区域内の収集を行っています(粗大ごみを除く)。

平成17年4月より市内全域で、分別拡大を実施しました。(33ページ参照)収集品目は10分別15品目であり、収集方法は粗大ごみを除き、全てステーション方式です。

(1) 家庭ごみ(燃やすごみ)

家庭ごみの収集は、週3回(月・水・金または火・木・土)実施しています。

主な対象品目は、台所のごみや、おもちゃやドライヤーなどのプラスチック製品(50cm以下の物)、 少量の木の枝、板などです。

平成12年2月から、分別排出の促進、事業系ごみの混入防止、作業事故の防止を目的として、中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋でも可)、又はふた付きの容器での排出としています。

また、ごみを集積場所まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者、障害者を対象に、ボランティアと協力して、集積場所までごみ出しを支援する「ふれあい収集」を平成 16 年 4 月から実施しています。

中継輸送

収集地区と焼却工場との距離が遠い地域のごみ収集作業の効率化を図るため、中継基地として輸送事務所3か所を設置し、大型車に積み替えて焼却工場へ輸送しています。中継方法は、コンパクタ・コンテナ方式を採用しています。

(2) 缶・びん・ペットボトル

缶・びん・ペットボトルの収集を、週1回(水・木・金・土のいずれか)実施しています。 対象品目は、食べ物・飲み物(飲み薬を含む)が入っていた缶とガラスびん、飲み物・酒・みりん・しょうゆが入っていた マークのあるペットボトルの3品目です。ふたや中蓋などは外して中を洗ってから、中身がはいきりと確認できる半透明の袋に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出します。

(3) プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の収集を、週1回(月~土のいずれか)実施しています。

対象品目は、商品を入れたもの(容器)や、包んだもの(包装)で、中身の商品を取り出した(使った)あと不要になるもので、プラスチック製容器包装類のマーク **分** のあるものは、すべてが対象となります。

プラスチック製容器包装の中身を残さないようにして中を軽くすすぐ、または拭き取ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋に、プラスチック製容器包装だけをまとめて入れて排出します。

(4) スプレー缶

スプレー缶の収集は、週3回(家庭ごみ収集日と同じ)実施しています。

主な対象品目はヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる半透明の袋に、スプレー缶だけをまとめて入れて排出します。

(5) 古紙

古紙の収集は、月1回(古布の収集日と同じ)実施しています。

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙の5品目であり、大きさをそろえて 紐で十文字にしばるか、大きさのそろわないものや細かいものは雑誌などに挟むか、袋に入れて排 出します。

(6) 古布

古布の収集は、月1回(古紙の収集日と同じ)実施しています。

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる半透明の袋に入れて排出します。

(7) 燃えないごみ

燃えないごみの収集は、週3回(家庭ごみ収集日と同じ)実施しています。主な対象品目はガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や厚紙などで包み、「ガラス」「陶器」など品物名を表示し排出します。

(8) 小さな金属類

小さな金属類の収集は、週1回(缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ)実施しています。 主な対象品目は、1辺が30cm 未満の大半が金属でできているもので、なべ、フライパン、やかん、 ワイヤーハンガーなどです。中身がはっきりと確認できる半透明の袋に、小さな金属類だけをまと めて入れて排出します。

(9) 使用済乾電池

家庭で使用した乾電池の収集は、週3回(家庭ごみ収集日と同じ)実施しています。主な対象物はマンガン乾電池、アルカリ乾電池で、乾電池だけをまとめて半透明の袋に入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池は収集しておらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

(10) 粗大ごみ

粗大ごみは、平成 13 年 1 月から「粗大ごみ受付センター」で電話申込みを受け付け、横浜市からの委託を受けて事業者が市内 4 ヶ所の収集エリアを各々受け持ち、戸別収集(有料)を実施しています。また、平成 15 年 8 月からインターネットによる受付を開始しました。

さらに、高齢化社会の進展や核家族化の進展に対応するため、高齢者や障害者で自宅内から粗大ごみを持ち出すことが困難な方を対象に、宅内に入って収集するサービスを平成 13 年 4 月から実施しています。

2 事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物は、廃棄物処理法により、事業者自らの責任において適正に処理 しなければならない、とされています。

この規定を受け、横浜市では原則として事業系ごみは収集せず、自己処理するか市から許可を受けた業者(許可業者)と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれの 許可業者と契約して別々に処理する必要があります。

3 動物の死体処理

犬・ねこ等動物の死体処理は、市民から処理依頼(飼育) 又は連絡(遺棄)により受け付けたものを処理しています。

飼育の場合は手数料(6,500円/個)を徴収しています。

平成16年度の処理状況は次のとおりです。

犬・ねこ等動物の死体処理状況

(単位:個)

区分	60 TH /FI %6	内	訳	
種類	処 理 個 数	飼 育	遺棄	
犬	1,348	1,227	1 2 1	
ない	11,192	1,233	9,959	
その他	2,072	4 3 0	1,642	
計	14,612	2,890	11,722	

4 ごみ処理原価年度別推移

(単位:円/t)

	年 度	12年度	13年度	1 4 年度	15年度
-	ごみ処理原価	41,622	42,494	41,729	40,259
内	収集運搬	28,622	27,839	26,608	25,487
訳	処 理 処 分	13,000	14,655	15,121	14,772

ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立、資源化に係る人件費、物件費、減価償却 費等から売電収入、 国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。